

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【骨子】(案)

令和5年1月17日

国土交通省 関東地方整備局

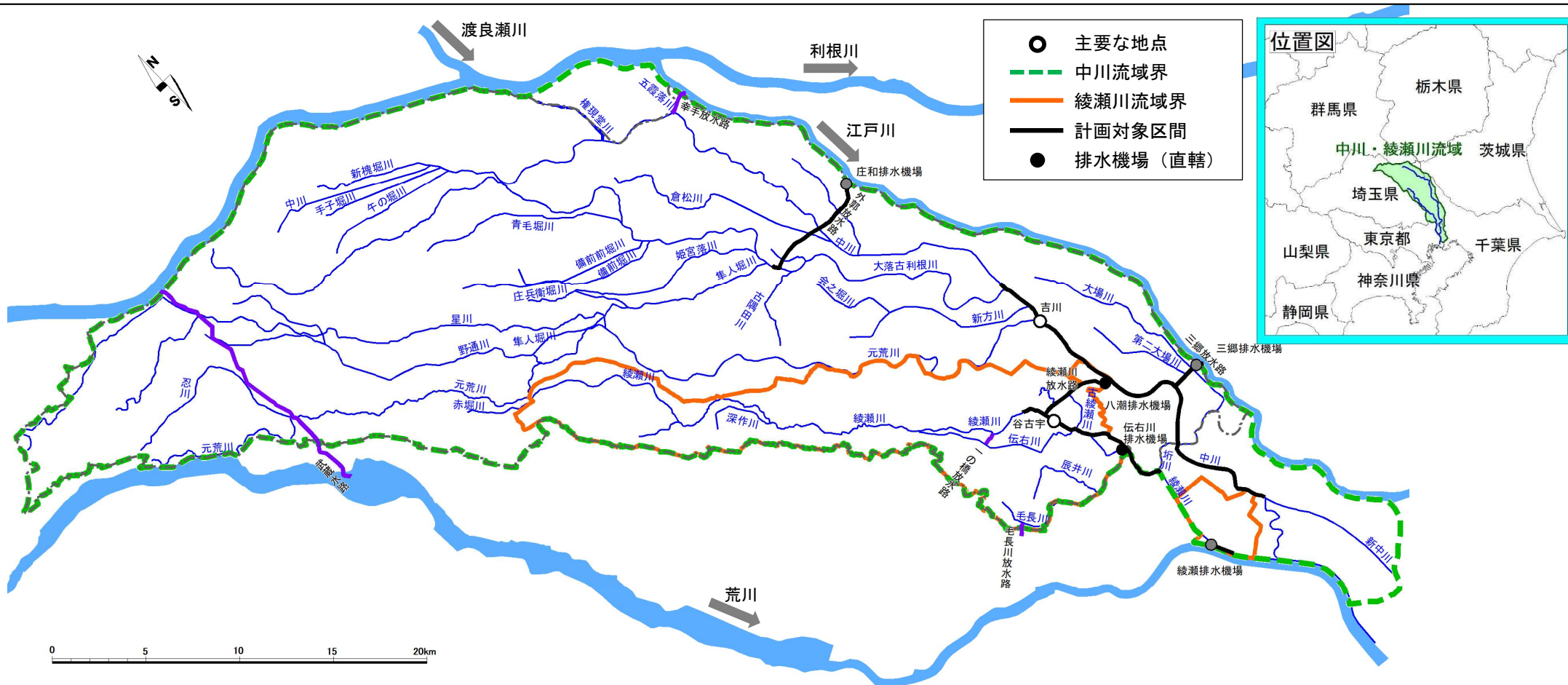
目 次

1. 河川整備計画の対象区間及び期間	2
1.1 計画対象区間	2
1.2 計画対象期間	2
2. 河川整備計画の目標に関する事項	3
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	4
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	4
2.3 河川環境の整備と保全に関する目標	5
3. 河川の整備の実施に関する事項	6
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	6
3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	6
3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	10
3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	10
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	12
3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	12
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	15
3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	15
4. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	19
4.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	19
4.2 流域全体で取組む対策	19
4.3 地域住民、関係機関との連携・協働	19
4.4 治水技術の伝承の取組	19
4.5 ポンプ運転調整管理システムの確立	19

1. 河川整備計画の対象区間及び期間

1.1 計画対象区間

- 利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】（以下「河川整備計画」という。）の計画対象区間は、下図の大臣管理区間とします。



1.2 計画対象期間

- 河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。
- 河川整備計画は現時点の市街化の想定等、社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、計画対象期間内であっても見直しを行います。
- 特に、気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います。

- 中川・綾瀬川は、首都圏を代表する都市河川であることや、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。
- 災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、中川・綾瀬川の自然環境に配慮しながら、堤防の拡築、河道掘削及び域外排水施設の整備や増強等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、中川・綾瀬川の管理区間全域が感潮域であり、潮汐の影響を受けていることから、河川の流量の挙動や流入する下水道処理水の状況、生物の生息・生育等の状況についての調査・検討を継続し、必要な流量を明らかにしたうえで、適正な流量の確保に努めます。
- 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と中川・綾瀬川との関わりを考慮しつつ、中川・綾瀬川の良い河川景観を保全するとともに、水質を保全・改善し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する中川・綾瀬川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。さらに、水環境の改善や、生物多様性に配慮した多自然川づくりを行い、動植物の生息・生育・繁殖環境の場の確保等を図り、人と河川との豊かなふれあいの場を提供する等、河川環境の整備と保全を推進します。
- 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図りながら、適切に実施します。
- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直し、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行います。
- 地球温暖化に伴う気候変動により、将来、洪水・高潮、渇水、水質悪化等のリスクが高まることが予想されているため、これらのリスクに総合的に適応する施策を検討します。

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

- 過去の水害の発生状況、流域の重要性、これまでの整備状況及び総合治水の取組等を総合的に勘案し、利根川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的に河川整備を実施し、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、洪水による災害の発生防止または軽減を図ることを目標とします。
- 戦後最大洪水である昭和33年9月洪水と同規模の洪水（年超過確率1/24）に対し、災害の発生防止又は軽減を図り、総合治水の取組を前提に、河道整備において対象とする流量を、主要な地点吉川（中川）において $640\text{m}^3/\text{s}$ 、主要な地点谷古宇（綾瀬川）において $60\text{m}^3/\text{s}$ として、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ります。
- 計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう流域治水を推進します。そのため、想定最大規模の洪水までの様々な外力に対する水害リスク情報を地域に提示し、危機感を共有し、実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済被害の最小化につなげることを目標とします。

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、中川は吉川地点でかんがい期は概ね $12\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川は躰橋地点でかんがい期、非かんがい期ともに概ね $1\text{m}^3/\text{s}$ を想定しているが、管理区間全域が感潮域であり、潮汐の影響を受けていることから、河川の流量の挙動や流入する下水道処理水の状況、生物の生息・生育等の状況についての調査・検討を継続し、必要な流量を明らかにしたうえで、適正な流量の確保に努めます。

2.3 河川環境の整備と保全に関する目標

- 水質については、急激な都市化等により水質が悪化した中川・綾瀬川において進めてきた水質改善効果が維持されるよう、引き続き地域住民や関係機関等と連携を図ります。
- 本川に合流する支川等についても、汚濁負荷軽減に繋がる取組を関係機関と連携・協力しながら進めるとともに、本川合流の施設運用等の柔軟な対応を検討し、流域全体の水質改善を図ります。
- 生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、現況を十分把握した上で、現状の自然環境を保全します。中川においては、高水敷部が都市部に残された貴重な自然環境であることを考慮し、25.0kmから26.0kmに現況で形成されている干潟やヨシ原、河畔林、ワンドなどの良好な湿性環境を目標に、水際部の自然環境を創出します。
- 中川・綾瀬川の両河川では、埼玉東部地域の自然環境のネットワーク軸としての資質を有しており、堤内側に残る拠点的自然地や支川・水路の緑地、農耕地等との流域における生態系ネットワークの形成を図ります。
- 人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた中川・綾瀬川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備・保全を図ります。その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分に反映した河川整備の推進に努めます。
- 良好な景観の維持・形成については、中川・綾瀬川の歴史・文化等の地域特性及び河川環境特性を踏まえ、周辺の自然や町並みと調和した河川景観の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の保全・創出を図ります。

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

- 河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水への配慮に努める等、総合的な視点で推進します。
- 堤防の整備、河道掘削等に伴い改築が必要となる水門、樋門・樋管等については、関係機関と調整の上、必要に応じ生物の移動連続性の配慮に努めつつ、整備を行います。
- 河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を築堤等へ有効活用を図る等、コストの縮減に努めます。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査検討を行います。

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(1/4)

(1)堤防の整備

- 堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・嵩上げ・拡幅を行います。
- 洪水を安全に流下させるための堤防の整備により、高潮及び比較的発生頻度の高い津波による災害の発生防止を図ります。



堤防の整備

(2)河道掘削

- 洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削を行います。
- 河道掘削等の実施に当たっては、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖環境等への配慮に努めるとともに、維持管理しやすい安定した断面形状とし、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて必要な掘削等を行います。



河道掘削

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(2/4)

(3) 橋梁対策

- 橋梁の高さが低いこと等により洪水の安全な流下の阻害となっている施設について、橋梁管理者と協議を行い、対策を行います。



八条橋

(4) 放水路及び排水設備等の整備

- 洪水を流域外へ排水することを目的として、綾瀬川から中川へ排水を行う既存施設である八潮排水機場の増強や、中川から江戸川へ排水する新たな域外排水施設について詳細な調査及び検討を行い、関係機関と調整の上、必要な整備を行います。
- 整備に当たっては、排水先の河川整備の状況を勘案しつつ適切に実施します。



八潮排水機場

(5) 浸透・侵食対策

- 堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防の整備と併せて堤防強化対策を行います。
- 堤防や河岸の侵食対策としては、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所において、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を行います。



浸透・侵食対策

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(3/4)

(6) 超過洪水対策

- 整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを上回る自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用や、地域ごとの水害リスクを考慮したまちづくりを行います。

(7) 地震対策

- 耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

(8) 内水対策

- 内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施します。

(9) 支川合流点処理

- 中川と新方川の合流部について、内水氾濫を抑制するための検討や、関係機関との調整を行い、必要な対策を実施します。



伊勢野排水樋管



新方川合流点

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(4/4)

(10) 減災・危機管理対策

- 被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、洪水時に周辺地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備を行うほか、災害復旧のための土砂等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の適切かつ効果的な運用の検討を進めるとともに、排水機場等の耐水化、孤立化の回避対策、予備電源の確保等を進めます。
- 気候変動の影響等による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のために、水門等の施設操作の遠隔化・無動力化等の整備を必要に応じて実施します。
- 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用CCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報について光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備し、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。
- 大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事、沿川地域の避難者救済活動を円滑に行うため、災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路等の整備を実施するとともに、緊急用船着場の整備、航路確保等を行います。



排水ポンプ車運転講習会の実施



ライブカメラによる配信



水門等の施設の遠隔操作

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、管理区間全域が感潮域であり、潮汐の影響を受けていることから、河川の流量の挙動や流入する下水道処理水の状況、生物の生息・生育の状況等についての調査・検討を継続し、適正な流量の確保に努めるとともに、流域自治体、地域住民及び関係機関と連携を図っていきます。

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(1/2)

- 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観に配慮した多自然川づくりを推進します。
- 河川利用および地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全に努めます。
- 実施に当たっては、必要に応じ学識経験者等から助言を得るとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討し、ライフサイクルコストの縮減にも努めます。

(1)水質改善対策

- 流域内の汚濁負荷量の低減を図るため関係機関及び地域住民と連携し、下水道整備の促進等の取組を継続するとともに、社会情勢の変化に応じた水質の改善を行います。
- 本川に合流する支川等についても、汚濁負荷軽減に繋がる取組を関係機関と連携・協力しながら進めるとともに、本川合流の施設運用等の柔軟な対応を検討し、流域全体の水質改善を図ります。

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(2/2)

(2)自然環境の保全と再生

- 中川については、多様な生物の生息・生育・繁殖の場である感潮区間のヨシ原や干潟等の自然環境について、ハビタットとしての状況を勘案しつつ保全を図り、河川の多様な生物の生息・生育・繁殖環境を確保します。水際部については、干潟、ワンドやエコトーンの保全・創出により、自然環境の連続性及び多様性の確保を図ります。
- 特に、中流部におけるサギ類の集団営巣地は、埼玉県内における大規模で安定的な箇所は希少であることから、当該地については、周辺の河川整備による影響の低減に努め、必要に応じて代償措置について検討します。
- 同様に中流部には環境省や埼玉県のレッドリストに掲載のあるヒヌマイトトンボ等の生息地が確認されていることから、周辺の河川整備による影響の低減に努めます。
- 綾瀬川については、都市域において貴重な生物の生息・生育・繁殖環境である大曾根ビオトープ等の保全を図ります。
- 中川・綾瀬川における自然環境の整備と保全については、流域における自然環境の資質向上のために、中川・綾瀬川を基軸とした流域における良好な自然環境の保全・再生・創出、連続性を確保する生態系ネットワークの形成を、地域住民、関係自治体及び関係機関と連携して実施します。



サギコロニー(新方川合流点)

(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

- 人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施します。
- 河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観・歴史・文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、自治体、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組として「かわまちづくり」を推進します。「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体（自治体など）と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施します。
- 水面利用については、地域の歴史文化、河岸周辺の利用や、環境を考慮しながら、安全で秩序のある水面利用の増進を目的としたルール作りを行います。



綾瀬川左岸大曾根地区ビオトープでの河川環境学習(昆虫調査)

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1/3)

- 河川維持管理に当たっては、中川・綾瀬川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「中川（中川・綾瀬川）河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的な維持管理を継続的に行います。
- 河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施します。
- 河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ整備を図り、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進します。
- 河川の維持管理に当たっては、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、新技術の開発や活用により、高度化・効率化に努め、これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等への配慮に努めます。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査検討を行います。

(1)堤防の維持管理

- 堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。
- 点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて対策を講じていきます。



堤防除草(ハンドガイド)

(2)河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努めます。
- 河川管理上支障がある河道内の樹木等については動植物の生息・生育・繁殖環境及び景観に配慮しながら必要に応じて伐採等の適切な対策を講じて、洪水の流下の阻害とならないよう管理します。



樹木伐採

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(2/3)

(3)水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

- 水門、樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を適切に維持し、洪水等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良・更新を実施します。特に本流域では流域外へ排水する施設として大規模な排水機場が多く整備されてきていることから、改築・改良・更新に当たっては新たな技術や知見を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施するとともに、これらの施設を操作する操作員や自治体職員に対し、施設の機能や操作等について、必要に応じて講習会・訓練を実施します。洪水等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や無動力化等を進めていくとともに、浸水被害を受けるなど施設が停止した場合には、早期に復旧できるよう必要な対策を進めます。
- 雨量観測所、水位観測所、水質観測所、河川監視用CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施するとともに、これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。



機器の点検

(4)許可工作物の機能の維持

- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、施設管理者と合同で定期的を確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。
- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的な履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行います。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(3/3)

(5) 不法行為に対する監督・指導

- 河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。

(6) 河川等における基礎的な調査・研究

- 治水、利水及び環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、風向・風速の観測、地下水位の観測、河川水質の調査等を継続して実施します。
- 観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行います。
- 気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、渇水の頻発化、長期化、深刻化など様々な事象まで想定し、この課題に対応する視点として必要な流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。



観測の状況

(7) 地域における防災力の向上

- 堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要があります。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携を図ります。
- 継続する市街化傾向や、近年頻発化する水災害に対して、被害の軽減を図るため、関係機関等と連携・技術的支援のもと、既存貯留施設の有効活用、雨水貯留施設の整備等を流域全体で行い、地域と連携した浸水被害軽減対策を推進・支援します。
- また、浸水が想定される区域においては、土地利用の制限をする等の対策を推進するために、関係機関に必要な支援を行います。



避難訓練の実施

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を監視する。また、日頃から関係水利使用者等との情報連絡体制を構築します。
- 渇水時の対策が必要となった場合は、関係水利使用者等との連絡を密にし、情報の提供等により渇水被害の軽減に努めます。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(1/4)

- 河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。
- 環境教育の支援や不法投棄対策等を実施します。

(1)水質の保全

- 水質の保全については、水質監視を行い水質の状況を把握するとともに、水質保全に関する啓発を行うため情報等の提供を行います。
- 地域住民及び関係機関と連携し、水生生物調査や水質向上に向けた検討を行い、水質改善のために普及啓発活動を行っていきます。
- 中川においては三郷放水路を通じた江戸川への都市用水の確保機能があり、かんがい期には中川の流水は埼玉東部平野に供給された農業用水の還元量が多く割合を占める一方で、農業取水が少ない非かんがい期には水質が悪化する傾向があります。そのため、農業用水路の管理者等と連携し水質の改善を図ります。



水質監視の状況

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(2/4)

(2)自然環境の保全

- 「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を行います。
- 特定外来植物については、中川ではアレチウリとオオカワヂシャ、綾瀬川ではオオカワヂシャが確認されているため、防除を行います。また、植物を含む特定外来生物について、河川水辺の国勢調査の結果をもとに分布を確認し、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。
- 中川・綾瀬川の自然環境や魅力等について広く情報提供を行うことにより、河川環境への地域住民の関心を高め、地域と一体となった河川環境の管理に取り組んでいきます。



ワーキンググループ会議

(3)河川空間の適正な利用

- 中川・綾瀬川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施し、治水、利水及び動植物の生息及び生育環境、景観等の調和を図り、適正な河川利用がなされるよう努めます。
- 河川利用を促進するためユニバーサルデザインを導入し、誰もが河川を快適に利用できるような維持管理を行います。
- 河川の安全利用に関する周知活動を実施するとともに、危険箇所については適切な進入防止柵等を設置し、水辺の安全性を確保します。また、河川巡視等においても、安全性の観点から定期的に点検を実施します。



やしお水辺の楽校

(4)水面の適正な利用

- 中川・綾瀬川では船舶の航行が見られるため、自治体等と協力して、係留施設等を用いた秩序ある係留の実現に努めます。
- 中川・綾瀬川は比較的内陸の都市部まで船舶の通航が可能であるため、これらの特性を生かした舟運の活性化のために必要な河道や河岸の維持管理を行います。



船舶の航行

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(3/4)

(5)景観の保全

- 中川・綾瀬川の自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めます。
- 自然的・社会的な景観地や歴史的・文化的資産が残されており、これらの資産を活用し、中川・綾瀬川らしい河川景観を継承するための施策を自治体や市民団体と協力して推進します。



外来種駆除

(6)環境教育の推進

- 人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会や学校等、関係機関と連携し、推進していきます。
- 河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。



水生生物調査

(7)不法投棄対策

- 河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図ります。
- 地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を行うことで、ゴミの不法投棄対策に取り組めます。



不法投棄対策

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(4/4)

(8)不法係留船対策

- 中川・綾瀬川における不法係留船舶や不法係留施設は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していきます。



不法係留船対策

(9)ホームレス対策

- 河川の適正な利用を確保するため、地方公共団体の福祉部局をはじめとする関係機関と連絡調整し、ホームレスの自立の支援に関する施策との連携を図りつつ、ホームレスの人権にも配慮しながら物件の撤去指導等の措置を講じます。

4. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

4.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

- 都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化による河川水量の減少、土砂動態の変化等に対し、河川のみならず、流域全体及び海域を視野に入れた総合的な河川管理が必要であり、流域の有する自然の保水・遊水機能を含め、河川、下水道及び流域の防災調節池、雨水貯留浸透施設等の流域の保水・遊水機能を確保するための施設及び施策については、関係機関と連携しつつ、総合治水及び流域治水の推進を図る努力を継続します。

4.2 流域全体で取組む対策

- 気候変動による水害リスクの増大及び市街化の進展に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係機関が、主体的に取組む社会を構築する必要があります。流域全体での浸水被害の軽減に向け、流域の特性に応じて、河川への流出抑制に関する対策や土地利用の工夫などの取組を促進するための関係機関との連携を図ります。

4.3 地域住民、関係機関との連携・協働

- 中川・綾瀬川における地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進します。

4.4 治水技術の伝承の取り組み

- これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保存・伝承に取り組んでいきます。

4.5 ポンプ運転調整管理システムの確立

- ポンプ運転調整の円滑な実施に向けて、出水に応じた迅速かつ確実にできる運転調整システムの確立、及びそのシステムを実際に作動させるのに必要なデータを受配信する管理システムの整備を行います。